

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案（概要）

1 要旨

(1) 定期健康診断における特例の廃止

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づく結核の健康診断の内容や、「労働者に対する胸部エックス線検査の対象のあり方等に関する懇談会」（安全衛生部長参集）の報告書（平成21年11月）等の内容を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）に定める健康診断に関する事項について、所要の改正を行う。

(2) 労働者死傷病報告の様式の改正

派遣先の事業者からの労働者死傷病報告の提出の徹底を図り、派遣先の事業場における労働災害防止対策の推進に資するため、派遣元の事業者から提出のあった労働者死傷病報告により、派遣先の事業者からの労働者死傷病報告の提出状況を確認できるようにするため、安衛則様式第23号（休業4日以上労働災害等に係る労働者死傷病報告）について所要の改正を行うこととする。

2 省令案の内容

(1) 定期健康診断における特例の廃止

定期健康診断において、一定の要件を満たす年少者については、胸部エックス線検査及び喀痰検査を行わないこととされてきた特例を廃止すること。

(2) 労働者死傷病報告の様式の改正

安衛則様式第23号について、派遣元の事業者が「派遣先の事業場の郵便番号」を記入する欄を新たに設けるとともに、備考等について所要の改正を行うこと。

3 施行期日

平成22年4月1日